

措置命令を受けた者の 氏名又は名称	千葉県市原市海保 50 番地 1 株式会社三和商会 代表取締役 小澤宣之
措置命令の根拠となる 条例の条項	千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例（平成 9 年千葉県条例第 12 号。以下「残土条例」という。） 第 23 条第 2 項
条例に違反した事実	残土条例の許可を得ずに 3,000 m ² を超える区域を土砂等で埋め立てた。 (残土条例第 10 条違反)。
不適正な土砂等の埋立てが 行われた場所の所在地	千葉県市原市西国吉字南日影山 642 番 46 外 14 筆
措置命令の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可埋立てに使用した土砂等の全部を撤去すること。 ・土砂等の全部撤去が完了するまでの間において、当該土砂等の崩落、 飛散又は流出による災害の発生を防止するために応急的な対策を執 ること。
命令発出日	令和 7 年 11 月 27 日
命令履行期限	令和 8 年 2 月 10 日
命令発出者	千葉県知事